

館 林 市 ご み 処 理 実 施 計 画
(令和 7 年度)

館 林 市

館林市ごみ処理実施計画

1 総論

- (1) 計画区域 館林市全域とする。
- (2) 計画期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (3) ごみの排出量の見込み

種 類	排出量（t／年）		
	家庭系	事業系	計
燃やせるごみ	13,659	5,205	18,864
燃やせないごみ	350	—	350
資源物	3,352	34	3,386
その他（乾電池）	23	—	23
粗大ごみ	194	13	207
小計	17,578	5,252	22,830
資源物（集団回収）	529	—	529
合計	18,107	5,252	23,359

2 ごみの処理方法及び処理量

以下名称は 「組合」：館林衛生施設組合 「資源組合」：館林広域再生資源事業協同組合

(1) 家庭系ごみ

種 類	収集運搬	中間処理		最終処分		処理量(t/年)
燃やせるごみ	市（委託）	組合（委託）	焼却	組合（委託）	埋立	1 3 , 6 5 9
燃やせないごみ	市（委託）	組合（委託）	破碎、資源化	組合（委託）	埋立	3 5 0
紙類	市（委託）	市（委託） 組合（委託）	資源化			3 , 3 5 2
布類	市（委託）	組合（委託）	資源化			
缶	市（委託）	市（委託） 組合（委託）	資源化			
金属類（缶除く）	市（委託）	組合（委託）	資源化			
びん	市（委託）	市（委託） 組合（委託）	資源化			
ペットボトル	市（委託）	市（委託） 組合（委託）	資源化			
プラスチック類	市（委託）	組合（委託）	資源化			
小型家電類	市（委託）	組合（委託）	資源化			
蛍光管	市（委託）	組合（委託）	資源化			
その他（乾電池）	市（委託）	組合（委託）	資源化			2 3
廃食用油	市（委託）	市（委託）	資源化			3
粗大ごみ （可燃性・不燃性）	排出者 許可業者	組合（委託）	焼却、破碎、 資源化	組合（委託）	埋立	1 6 6
資源物（集団回収）	実施団体 資源組合	—	資源化			5 2 9

※ 処理困難物（がれき類、バッテリー、消火器、タイヤ、ガスボンベ、薬品等）は、排出者が販売店や専門処理業者に処理を依頼する。

※ 民間施設において資源化する品目のうち布類、金属類（缶除く）、プラスチック類、小型家電、蛍光管及び乾電池は、広域ごみ処理施設を経由する。

(2) 事業系ごみ

種 類	収集運搬	中間処理		最終処分		処理量(t/年)
燃やせるごみ	排出者 許可業者	組合（委託）	焼却	組合（委託）	埋立	5 , 2 0 5
資源物	排出者 許可業者	組合（委託）	資源化			3 4
粗大ごみ （可燃性・不燃性）	排出者 許可業者	組合（委託）	焼却、破碎、 資源化	組合（委託）	埋立	1 3

3 収集計画

(1) 家庭系ごみ

種 類	収集回数	収集方法	排出方法
燃やせるごみ	週 2 回	ステーション回収	透明・半透明の袋に入れる
燃やせないごみ	月 2 回	ステーション回収	細かいものは袋に入れる
紙類	月 2 回	ステーション回収	品目ごとにひもでしばる／紙袋に入れる
布類	月 2 回	ステーション回収	ひもでしばるか袋に入れる
缶（飲料用）	月 2 回	ステーション回収	黄色のコンテナに入れる
スプレー缶	月 2 回	ステーション回収	穴を開けずに白色のコンテナに入れる
その他金属類	月 2 回	ステーション回収	コンテナには入れない
びん	月 2 回	ステーション回収	青色のコンテナに入れる
ペットボトル	月 2 回	ステーション回収	緑色の収集容器又はコンテナに入れる
プラスチック類	月 2 回	ステーション回収	透明・半透明の袋に入れる
小型家電類	月 2 回	ステーション回収	電池を外す
蛍光灯	月 2 回・ 一部随時	拠点回収（公共施設、電気店等）	回収ボックスに入れる
乾電池	月 2 回	ステーション回収	白色のコンテナに入れる
廃食用油	月 1 回	拠点回収（市役所、各公民館等）	ペットボトル等の密閉容器に入れる

※ 雨天の場合、紙類、布類は、次の収集日に出す。

※ 粗大ごみ（重さ 10 kg 以上又は長さ 1 m 以上）、大量ごみは、排出者又は許可業者が広域ごみ処理施設に搬入する。

(2) 事業系ごみ

事業系ごみは、事業者自ら又は一般廃棄物（収集運搬）許可業者に委託して、広域ごみ処理施設、民間の一般廃棄物処理施設・資源化施設に搬入する。

なお、ごみ処理の広域化に伴い、一般廃棄物（収集運搬）許可業者が広域ごみ処理施設へ搬入するごみについては、館林市、板倉町及び明和町のごみを混載してはならない。

※ 一般廃棄物処理業許可業者は別紙のとおり

(3) 資源物等の搬入先

資源物等については、家庭系・事業系にかかわらず、品目により以下の民間業者を積極的に活用する。

業者名	住所（受入地）	受入可能品目
(株)横田商事	足次町 2 6 - 1	紙類、かん、ペットボトル
(株)鵠商	近藤町 3 1 8 - 1 2 (館林資源化センター)	紙類、かん、ペットボトル
吉永商店	本町 3 - 7 - 3 9	紙類、かん、鉄・非鉄類
岩崎金属興業(株)	近藤町 6 3 2	かん、鉄・非鉄類
(株)群馬総合紙業	高根町 8 8 9 - 1	紙類
(株)新井商店	大街道 2 - 3 - 3 3	紙類、布類、かん、鉄・非鉄類
(株)新栄造園	上三林町乙 1 5 9 2 - 1	木材類

(4) 一般廃棄物処理業の許可

一般廃棄物処理業の許可については、本市におけるごみ処理量は減少傾向にある一方、許可業者数の増加により過当競争が生じ、安易なごみの排出や不適正処理等が危惧されることを考慮し、平成 2 9 年度から新規許可は行わない。

ただし、次のいずれかの要件を満たす場合はこの限りではない。

- ・ 市による処理が困難な一般廃棄物又は一般廃棄物の減量化・資源化の推進に資する場合
- ・ 新たな行政需要・法令等に基づき処理を行う必要が生じ、既存の許可業者の能力では対応できない場合

(5) 事前通知について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 4 6 年政令第 3 0 0 号）第 4 条第 1 項第 9 号イに基づく事前通知については、館林衛生施設組合を主体とする広域ごみ処理事業の構成市町である館林市、板倉町及び明和町の間において、広域ごみ処理施設に搬入する場合に限り、市町間の事前通知は不要とする。

また、広域ごみ処理施設間のごみの施設間運搬においても、同様に事前通知は不要とする。

(6) 一般廃棄物処分手数料の減免申請について

館林衛生施設組合ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則第7条に定める一般廃棄物処分手数料の減免申請について、同規則様式第5号中「関係市町の確認」に関し、本市は次のものを全額免除として承認するものとする。

- ① 廃棄物減量等推進員等がごみステーション、道路、河川及び公園に不法投棄または不適正排出されたごみを自ら運搬し処分する場合
- ② 行政区等が環境美化を目的とした道路、河川及び公園の清掃、除草及び剪定に伴い排出されたごみを自ら運搬し処分する場合（施設管理者から委託金又は補助金を受けて管理している場合を除く）
- ③ ごみ処理施設建設協力事業者（開拓共同墓地管理者）が開拓共同墓地清掃活動により排出されたごみを自ら運搬し処分する場合

4 中間処理計画

(1) 燃やせるごみ

事業主体	館林衛生施設組合
施設名	たてばやしクリーンセンター
所在地	館林市苗木町2447-19
敷地面積	15,155 m ²
完成年月日	平成29年3月24日
処理能力	100 t／日（50 t／24 h×2炉）
処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉
余熱利用	場内暖房・給湯、総合福祉センターへの熱供給

(2) 燃やせないごみ、資源物

事業主体	館林衛生施設組合
施設名	いたくらリサイクルセンター
所在地	邑楽郡板倉町大字板倉3427-7
敷地面積	6,836 m ²
完成年月日	平成29年3月24日
処理能力	5 t／日
処理方式	破碎・選別
資源化対象	布類、金属類（委託収集車により収集された缶類を除く）、プラスチック類、小型家電類、蛍光管、乾電池

※ 委託収集車により各ごみステーションから収集された紙類、缶、ペットボトル及びびんは、民間処理施設に直接搬入し、資源化する。

※ 事業所から排出された木材類（剪定枝を含む）は、民間処理施設（㈱新栄造園）において資源化を図る。

(3) 民間処理施設

品 目	見込量 (t／年)	資源化先	処理方法
紙類	7 0 5	館林広域再生資源事業協同組合 (足利市・近藤町)	資源化
缶	1 7 8	館林広域再生資源事業協同組合 (足利市・近藤町)	選別・圧縮・資源化
ペットボトル	2 4 0	館林広域再生資源事業協同組合 (足利市・近藤町)	選別・圧縮・資源化
びん	4 6 8	TRE ガラスリサイクル(株)館林工場 (近藤町)	選別・破碎・資源化
木材類	5, 1 0 1	(株)新栄造園 (上三林町)	破碎・資源化

(4) 市内で排出される一般廃棄物の市外処分

排 出 事 業 者	館林市
廃棄物の種類及び排出量	ペットボトル：1 2 0 t／年、缶：9 0 t／年
収集運搬業者	館林広域再生資源事業協同組合 (株)横田商事
処 分 の 場 所	栃木県足利市
処 分 業 者	館林広域再生資源事業協同組合 (株)横田商事
処 理 方 法	圧縮梱包 (成型)、資源化
処 理 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
排 出 事 業 者	(株)とりせん (市内 4 店舗)
廃棄物の種類及び排出量	食品残渣：9 3. 6 t／年
収集運搬業者	(株)鵜商
処 分 の 場 所	茨城県下妻市
処 分 業 者	(株)むかしの堆肥
処 理 方 法	発酵堆肥化
処 理 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
排 出 事 業 者	館林市内の家庭・事業所
廃棄物の種類及び排出量	雑排水処理槽汚泥：1 0. 3 t／年
収集運搬業者	(株)ジャパנקリーン
処 分 の 場 所	茨城県下妻市
処 分 業 者	(株)むかしの堆肥
処 理 方 法	発酵堆肥化
処 理 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

排出事業者	館林市内の家庭・事業所
廃棄物の種類及び排出量	枝葉、草、根株等：１ｔ／年
収集運搬業者	(有)森田工務店
処分の場所	邑楽郡千代田町
処分業者	(株)グリーンチップエナジー
処理方法	破碎、資源化
処理期間	令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで
排出事業者	ひかり寿司
廃棄物の種類及び排出量	食品残渣：４５ｔ／年
収集運搬業者	(株)ウム・ヴェルト
処分の場所	邑楽郡千代田町
処分業者	(有)高尾商店
処理方法	飼料化
処理期間	令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで
排出事業者	館林市立学校給食センター
廃棄物の種類及び排出量	食品残渣（調理段階で生じる野菜くず及び給食の残食）：６０ｔ／年
収集運搬業者	(株)横田商事（館林市一般廃棄物処理事業協同組合）
処分の場所	邑楽郡千代田町
処分業者	(有)高尾商店
処理方法	飼料化
処理期間	令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで
排出事業者	株式会社カスミ館林店
廃棄物の種類及び排出量	食品残渣：２４ｔ／年
収集運搬業者	沢口運輸(株)
処分の場所	邑楽郡千代田町
処分業者	(有)高尾商店
処理方法	飼料化
処理期間	令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

(5) 市外で排出される一般廃棄物の市内処分

排出事業者	板倉町
廃棄物の種類及び排出量	剪定枝：126.0t/年
収集運搬業者	板倉町・館林市一般廃棄物収集運搬許可業者等
処分の場所	館林市上三林町
処分業者	(株)新栄造園
処理方法	破砕、資源化
処理期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
排出事業者	板倉町
廃棄物の種類及び排出量	雑排水処理槽汚泥：0.001t/年
収集運搬業者	板倉町・館林市一般廃棄物収集運搬許可業者等
処分の場所	館林市近藤町
処分業者	(株)ジャパנקリーン
処理方法	脱水
処理期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
排出事業者	(公社)行田市シルバー人材センター（行田市）
廃棄物の種類及び排出量	樹木剪定枝、伐採樹木：42t/年
収集運搬業者	(公社)行田市シルバー人材センター
処分の場所	館林市上三林町
処分業者	(株)新栄造園
処理方法	破砕、資源化
処理期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
排出事業者	(独)水資源機構（行田市）
廃棄物の種類及び排出量	草・木くず：20t/年
収集運搬業者	(株)新栄造園
処分の場所	館林市上三林町
処分業者	(株)新栄造園
処理方法	破砕、資源化
処理期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 最終処分計画

(1) 最終処分場

事業主体	館林衛生施設組合
施設名	めいわエコパーク
所在地	邑楽郡明和町千津井 1 0 1 9 - 1
敷地面積	2 1 , 3 0 7 m ²
完成年月日	平成 2 9 年 1 1 月 2 7 日
埋立容積	1 9 , 0 0 0 m ³
埋立方法	サンドイッチ方式
埋立対象	焼却残渣、飛灰固化物、不燃残渣

(2) その他

市所有の一般廃棄物最終処分場は、平成 2 8 年度で埋立を終了した。

たてばやしクリーンセンター建設工事（平成 2 7 ～ 2 8 年度 館林衛生施設組合）に伴って発生した産業廃棄物である廃棄物混入土は、本市が以前に廃棄物を埋立処分していた土地から掘り起こされたものであり、混入廃棄物が、当該処分場の処理対象物（不燃物・焼却残渣）と同質であることから、廃棄物処理法第 1 1 条第 2 項を適用し、本市の責任において、当該処分場に埋立処分するための手続きを進める。

6 一般廃棄物処理施設の整備

本市のごみ処理施設は、明和町及び板倉町と 1 市 2 町で広域処理施設として整備しており、ごみの減量化や資源化によりごみ焼却量の削減を図ることで、施設への負担を軽減し、長寿命化を目指すことで、処理の安定化を図る。

また、定期的な点検整備等を継続しながら、必要に応じた修繕を実施し、設備の更新を行うことで、安定稼働を目指す。

7 一般廃棄物の減量・リサイクル施策に関する事項

(1) 全般的事項

① 館林市廃棄物減量等推進審議会の設置

本市条例に基づき、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項を審議するため、廃棄物減量等推進審議会を設置する。

② 館林市廃棄物減量等推進員の委嘱及び意見交換の実施

ごみに関する地域のリーダーとして廃棄物減量等推進員を委嘱し、推進員会議でワークショップととして、ごみの現状や地区の事例等を知ること、各地域において適正な排出指導ができるよう、意見交換を実施する。

(2) 家庭系ごみ対策

① ごみ減量化器具購入費助成金による生ごみ減量の推進

生ごみ処理機、生ごみ処理槽（コンポスト）、生ごみ処理容器（EMぼかし）の購入に対して費用の一部を補助し、生ごみの水切り・堆肥化を推進する。また、対象となる店舗・製品の拡大を図る。

② 集団回収助成金による資源回収の推進

地域や子ども会などでの集団回収の実施団体と回収する資源化業者に対して、回収量に応じた補助を行い、ごみの減量化と資源化を推進する。

(3) 事業系ごみ対策

① 事業者に対する啓発

事業系ごみの分け方・出し方やリサイクルに関する資料の作成及び配布を行い、排出事業者に対して、排出者責任による適正な処理を啓発する。

② 搬入検査の実施及び事業所への個別指導

館林衛生施設組合と連携して、許可業者及び排出事業者に対して搬入検査を実施する。また、搬入検査結果に基づき各事業所を個別に訪問し、適正な処理を指導する。

③ 民間処理施設の活用

食品廃棄物や木材等は、民間資源化施設にて資源化するよう、事業者に対して積極的に周知する。

(4) 普及啓発事業

① 資源とごみの分け方・出し方／ごみ分別収集カレンダーの作成及び配布

ごみの分別方法等や収集日程を記載した印刷物を全世帯に配布するとともに、転入者等に対し窓口等で配付する。

② 市公式 LINE の利用促進

ごみの分け方・出し方や収集日程、外国語対応、ごみの分別検索が可能な市公式 LINE の利用を促進するため、チラシの窓口配布や出前講座等での周知を積極的に行う。

③ 広報紙や市ホームページ等を活用した情報提供

「広報たてばやし」や市ホームページ、「エコシティごみゼロ版」、ポスター、館林ケーブルテレビなどを活用し、市民にとって身近なごみ減量・資源化に関する情報をわかりやすく伝えていく。

④ 出前講座の実施

教育機関や地域等と連携し、ごみ減量やリサイクルをテーマとした出前講座を実施する。また、たてばやしクリーンセンターの施設見学時にも出向き、本市のごみの現状や減量について話す機会を設ける。

⑤ リユース事業の実施

旧市清掃センター管理棟を活用した「ごみゼロ館」にて、ごみとして出された家具や自転車等のリユース品の展示・提供、フードドライブ、不要食器等の回収を行う。また、館

林広域再生資源事業協同組合と共同して、ごみリユースイベントを開催する。

⑥ プラスチックごみ削減の推進

たてばやし5つのゼロ宣言「プラスチックごみゼロ」に向け、「プラごみゼロアクション」として、マイボトル普及のための給水スポットの設置など、使い捨てプラスチック削減への取組を実施する。

⑦ 食品ロス削減の推進

たてばやし5つのゼロ宣言「食品ロスゼロ」に向け、「食ロスゼロアクション」として、フードバンク・フードドライブの推進や出前講座において学校給食の食べきりに関する啓発などを実施する。

⑧ 生ごみ削減の推進

買った食材を使いきる（使いきり）、料理を食べきる（食べきり）、ごみに出す前に水をきる（水きり）の「3きり運動」徹底の啓発を実施する。

8 その他

(1) 大掃除計画

館林市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第2条第1項の規定に基づき、大掃除計画を次のとおり定める。

① 実施回数 2回

② 実施期間 令和7年 5月1日から令和7年 5月31日まで
令和7年10月1日から令和7年10月31日まで

③ 実施内容 建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。）は、その占有し、または管理する建物内を全般にわたって清潔にするための大掃除を実施する。